

平成25年度第1回

北海道防災会議原子力防災対策部会専門委員会

会 議 録

日 時：平成25年4月22日（月）午後1時30分開会  
場 所：ホテル札幌ガーデンパレス 2階 丹頂

## 1. 開 会

【事務局（宇野主幹）】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成25年度第1回北海道防災会議原子力防災対策部会専門委員会を開催いたします。

委員の皆様には、ご多忙の中、ご出席していただき、感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

## 2. あいさつ

【事務局（宇野主幹）】 それでは、開会に当たりまして、北海道総務部危機対策局原子力安全対策担当局長の橋本よりごあいさつを申し上げます。

【橋本原子力安全対策担当局長】 原子力安全対策担当局長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いしたいと存じます。

私どもの体制も、若干の入れかわりございましたけれども、私は、一昨年以來、今の仕事をしております。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、何かとお忙しい中、ご出席をいただきました。厚く御礼を申し上げますと存じます。

さて、本委員会でご意見をいただきまいりました北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正につきましては、本年の1月10日に開催いたしました北海道防災会議で決定されたところでございます。その後、2月27日に、さらに国の原子力災害対策指針の見直しがなされました。これに伴いまして、また道の地域防災計画の修正ということで、本日、修正の事務局案についてご説明をさせていただきたいと存じております。

また、本年度実施いたします原子力防災訓練、研修などの中身についてご説明をさせていただくとともに、昨年度実施いたしました原子力防災訓練の結果につきましても、報告書案としてまとめておりますのでご説明させていただきます。さらには、避難時間を推計するシミュレーションにつきましてもご説明をさせていただきたいと存じます。

これらの案件につきまして、皆様のご助言を賜りたいと考えておりますので、委員の皆様には、種々のご意見、ご議論をいただきますようお願いを申し上げますと存じます。

以上、簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局（宇野主幹）】 それでは、本日の議事に入ります前に、配付している資料について、確認させていただきます。

お手元の資料をご確認願います。

次第に続きまして、配席図、本日の委員名簿、それから、配付している資料でございますが、右肩に資料1-1と書かれた原子力災害対策指針の改正に伴う北海道地域防災計画の修正について、続きまして、資料1-2、北海道地域防災計画の修正の概要という1枚物でございます。資料1-3、北海道地域防災計画の新旧対照表です。ちょっと厚くなっ

てございますが、A4横判です。資料2、平成25年度北海道原子力防災訓練等に係る年間計画（案）でございます。続きまして、資料3、平成24年度北海道原子力防災訓練報告書（案）、最後に、資料4、避難時間推計シミュレーションの実施についてです。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

連絡事項でございますが、本日、加藤委員、赤城委員におかれましては、大学の用務によりご欠席となっておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては、島津座長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

### 3. 議 事

【島津座長】 それでは、委員の皆様方、年度初めのお忙しいところにお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

先ほどお話がありました原子力防災に関する審議でございますが、本年1月に、新たにUPZ30キロメートル範囲の設定等、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）を修正したところでございます。

また、こうした中、原子力規制委員会では、この2月27日に原子力災害対策指針を改定いたしまして、防護措置の判断基準などを明確にしているところであります。これに従いまして、自治体の地域防災計画もさらなる見直しが必要というような状態でございます。

また、先ほどもご説明ありましたとおり、北海道におきましては、ここに出席されています13町村の皆様や消防本部の皆様も一緒に、広域的な住民避難を含む大規模な原子力防災訓練が実施されたところであります。我々有識者の委員も参加し、視察させていただきました。

本日は、先ほど申しました2月27日の原子力災害対策指針の改定に伴う道の計画の修正（案）、昨年の原子力防災訓練結果を踏まえた今年度の訓練や研修計画などに関しまして、委員の皆様といろいろと意見交換をしていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、最初の議題でございますが、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正について、まず、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（平野主査）】 それでは、私から、議題（1）北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正につきまして、説明をさせていただきます。

お手元の資料1-1をごらんください。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、1枚目をめくっていただきまして、原子力災害対策に関する制度の枠組みを図示したものでございます。

上段にあります災害対策基本法に基づきまして、国において防災基本計画の策定が義務づけられているほか、この表の下段の中ほどにございますけれども、私ども北海道、ある

いは、UPZ 13町村につきましては、原子力災害に関する地域防災計画の策定が義務づけられているところでございます。

また、原子力災害対策特別措置法に基づきまして、原子力災害対策指針の策定が義務づけられておりまして、地域防災計画も当該指針に沿って策定されることとなっております。

北海道におきましては、この枠組みに沿って、本年1月に、UPZを30キロメートルと定める、あるいは、ホテル、旅館等を避難場所とするといった福島原発の事故を踏まえた修正を行ったところでございます。

緑色で表示してあります原子力災害対策指針の改定が2月27日にあったことから、この改定内容につきまして、地域防災計画へ反映させるため、今回、計画の修正を行おうとしているものでございます。

そして、2月27日に改定された原子力災害対策指針の内容はどのようなものだったのかという点について、資料では点線の下のところをごらんください。

大きく三つほどポイントとして載せてございます。まず一つ目といたしましては、原子力災害事前対策ということで、避難あるいは屋内退避といった防護措置を判断する基準について、指針の中で具体化されております。

まず、EALと呼ばれているもので、緊急事態の初期対応段階を警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の三つの区分に分けまして、発電所の状況に応じて3区分に分類し、その区分ごとに、例えばPAZ避難の準備、もしくは防護措置について設定するといったものであります。それから、OILと呼ばれているものでございまして、放射性物質が放出された後の防護措置の判断基準としまして、空間放射線量率等の数値に応じて、UPZ内の段階的避難や飲食物摂取制限などといった防護措置について設定されたものでございます。

見直しの二つ目といたしまして、被ばく医療の関係でございます。

救急・災害医療組織の活用や広域の医療機関との連携、安定ヨウ素剤の予防服用、スクリーニング体制といったことが指針に盛り込まれております。

三つ目といたしまして、SPEEDIの活用ということです。

今回の見直しに伴いまして、先ほど説明いたしました防護措置の判断基準がございませけれども、EALあるいはOILといった基準をもって判断することとなったことから、SPEEDIにつきましては、この指針の中では参考情報として活用するといった位置づけに変更されております。

次のページに行きまして、この三つの改正の中でも特に重要となります避難等の防護措置の判断基準でありますEALとOILにつきまして、体系的に整理したものを次のページで表示しております。

まず、EALの概念につきましては、先ほど言いましたとおり、緊急事態の対応区分を三つに区分いたしまして、それぞれ対応する基準となる施設の状況をEALとして設定したものでございますけれども、基本的には、発電所の事故が起きた際に、放射性物質が放

出される前の段階という状況でございます。

表は、横軸につきましては、原子力発電所からの距離、縦軸につきましては、事故の事象、時間の経過を示しております、それぞれ対応すべく、EALに対してどのような区分になるのか、その区分の中で、住民の方々がどのような防護措置をとるのかというものを示しております。

例えば、後志管内で震度6以上の地震が発生した場合については、EAL1と書いてあるところですが、警戒事態の区分に該当することとなりまして、当該区分に該当した場合については、災害時要援護者等の避難の準備を開始するということとなります。

その後、この記載の例で言えば、外部電源が途絶するといった事象に至った場合につきましては、施設敷地緊急事態の区分に該当することとなりまして、当該区分に該当した場合には、PAZ内では災害時要援護者等の避難、住民の避難を準備、UPZ内では屋内退避の準備をするといった防護準備を開始することとなります。

さらに事故が進展しまして、例えば、全電源が喪失するというような事態となった場合につきましては、全面緊急事態という区分に該当しまして、PAZ内の避難、安定ヨウ素剤の服用をするほか、UPZ内では、原則、屋内退避とされております。

また、プラントの状況の悪化に応じまして、UPZ内の段階的避難を実施することもあるとされております。なお、EALにつきましては、発電所の状況もさらに検討され、今後見直しされていく予定であると指針に書いてございまして、最終的には、発電所ごとにEALを設定することとされております。

続きまして、点線から下になるのですが、OILの概念でございます。

施設の状況はさらに悪化したしまして、放射性物質が放出されるといった場合につきましては、放射線のモニタリングを行いまして、そのモニタリング結果に応じて、それぞれとるべき防護対策を実施することとなります。

基本的には、OIL1として、ある地点で500マイクロシーベルト毎時の値を検出された場合につきましては、当該地域について、速やかに避難を実施する。また、別のある地点で20マイクロシーベルト毎時の数値を検出した場合については、1週間以内に一時移転をすることとなります。

避難と一時移転につきましては、表の左下に書いてございますけれども、緊急的に避難するか、一定期間のうちに避難するということとございまして、総じて避難と捉えてよろしいかと思えます。

いずれにいたしましても、OIL1及び2に基づき、UPZの方々におかれましては避難をしていただくということでございます。

そのほか、OIL4というスクリーニング基準を超えますと、体表面の除染ということとなります。また、OIL6という基準がありまして、これを超えた場合につきましては、飲食物の摂取制限を実施することとなります。

右下に書いてありますのが摂取制限の基準となっております。

なお、EAL同様、OILにつきましても、今後、IAEAからOILの導入に係る情報が公表されるということが考えられておりまして、当該情報を考慮し、今回設定したOILをさらに見直すこととなっております。

そして、2月の原子力災害対策指針改定を踏まえて、今回、どのように道の地域防災計画を修正していくかということで、次のページをごらんください。

まず、点線の上の部分ですけれども、現行の北海道の地域防災計画の中に盛り込まれているものを記載しております。現行計画では、PAZ内の防護対策については、特定事象として原災法10条事象の発生で避難準備、あるいは、緊急事態宣言の中で避難の実施をしていくこととなっております。

さらに、UPZの防護対策といたしましては、現行計画の中では、予測線量に基づいて、こちらに記載してある数値を超えるおそれがある場合について、屋内退避あるいは避難といった措置をとります。飲食物の摂取制限につきましても、表に書いてあります基準値に沿った形で摂取制限をするとしておりました。

資料の点線より下に行きますけれども、現行の防護措置実施としては、1番に記載してあるとおり、2月に改定された原子力災害対策指針に沿って、EALとOILに基づいた防護措置を実施することに修正したいと考えております。

なお、こちらに書いてあります記載の※印についてですけれども、国の原子力災害対策指針については2月27日に既に改正されておりまして、防護措置の判断は道としても非常に重要であるといったことから、道の地域防災計画修正までの間は、万が一発電所に事故が起きた際には、2月27日に改正された原子力災害対策指針に基づいて対応するといったことを、北海道防災会議の55の機関全ての委員に承諾をいただいている状況でございます。

それから、道の地域防災計画の修正ポイントの二つ目といたしましては、被ばく医療体制の整備として、一般傷病者に対する救急医療に対応できる広域的な被ばく医療体制の構築に関する項目を追加する予定でございます。

三つ目のSPEEDIにつきましましては、今回の指針の中では参考情報として活用することとされておりまして、道では、住民への情報提供、システムの整備など、既に地域防災計画に組み込んでいるところでございます。

最後のページになりますけれども、計画の修正手順ということで、来月中旬ごろ原子力防災対策部会の中で修正案を決定し、その後に北海道防災会議を開催し、地域防災計画の修正を決定していきたいと考えております。

ただ、この修正で全ての原子力防災体制が整うかといいますと、さらに修正する事項が一部ございます。

一つ目が、2月27日の原子力災害対策指針の改定で、PAZ内の5キロメートル圏内のヨウ素剤の事前配付について、大枠は示されたところでございますが、どのような形で配付するのか、あるいは、こういったタイミングで服用するのかといった具体的なものに

つきましては、4月10日に原子力災害対策指針の改定原案が原子力規制委員会の会議で示されておりまして、現在、パブリックコメント中でございます。

パブリックコメント期間は5月9日までとなっております。5月中に原子力災害対策指針が改定される予定であると聞いておりますが、さらに細かい手順についても、6月以降に示されると聞いておりますことから、その内容等を踏まえて、今後、地域防災計画に反映したいと考えております。

二つ目については、UPZの外の部分、いわゆるPPAと言われている部分でございますけれども、今後いろいろな検討がされていく予定であると聞いております。これらにつきましても、原子力災害対策指針の改定が行われることとなりますので、その改定にあわせて道の地域防災計画を修正していきたいと考えております。

資料1-1の説明につきましては以上でございます。

資料1-2に移らせていただきます。

改正趣旨につきましては、先ほど説明したとおり、原子力災害対策指針改定に伴う道の地域防災計画の修正であり、修正ポイントも、先ほど説明いたしました防護措置の判断基準の具体化ということを記載させていただいております。

主な修正内容につきましては、第1章の総則では、防護措置の判断基準について記載するということ、第2章の事前対策では、原子力災害対策指針改定に伴う緊急被ばく医療体制の整備などに関する修正を行うこと、第3章といたしまして、緊急事態応急対策の章ですけれども、EALの設定に伴って、道の配備体制の基準を見直しするほか、裏面に行きまして、防護措置の実施などに関し、修正を行う予定であります。

資料1-3につきましては、道計画の修正新旧対照表の事務局案となっております。今、説明させていただきました資料1-1及び1-2の内容のほか、国で作成しております地域防災計画の作成マニュアル等に沿って、今回修正する予定であります。

一つ一つの修正箇所につきましては、この場での説明は省略させていただきますが、後ほどご確認をいただきたいと思います。

以上で、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正についての説明を終わりたいと思います。

**【島津座長】** どうもありがとうございました。

ただいま、今回の北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正の概要についてご説明いただきました。

これも、福島の原子力災害の避難の実情等を反映いたしまして、その反省に基づいて、新たな地域防災計画の修正が提案されているわけでございます。

今のご説明につきまして、委員の方々からご質問、ご意見等がございましたらお伺いいたします。

原子力災害発生時の判断基準が具体的に示されているのが、今までと大きく異なっているとところではないかと思っておりますけれども、刻々と変化する状況に応じまして、その基準と

見比べながら次の行動をとるということがやりやすくなったと思っております。

何かご質問等はございませんでしょうか。

この前の有識者専門委員会でも、この委員会のメンバーでもあります加藤先生から、ヨウ素剤の取り扱いについてコメントをいただきましたけれども、今のところ、日本人ではヨウ素の摂取が医学的には余り必要なさそうではありますが、政府の計画に従って事前配付をするということで対応したいということです。

詳細につきましては、もう少し修正があるかと思えますけれども、ほかに何かお気づきのことはありませんか。

よろしゅうございますか。

(「なし」と発言する者あり)

**【島津座長】** ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次は、北海道原子力防災訓練及び研修に係る年間計画についてでございますが、あわせて、報告(1)にございます平成24年度北海道原子力防災訓練結果についてもご説明いただくということで、事務局をお願いいたします。

**【事務局(橋野主査)】** 原子力安全対策課の橋野です。よろしくをお願いいたします。

私から、原子力防災訓練及び研修に係る年間計画と平成24年の原子力防災訓練の報告について、一括して説明させていただきます。

申しわけありませんが、先に資料3の訓練報告書からご説明させていただきます。

資料3をごらんください。

この報告書は、昨年10月24日に実施いたしました原子力防災訓練の結果のほか、毎月実施しております通信連絡訓練の結果等について、平成24年度に実施した訓練を取りまとめさせていただいております。

特に、10月24日実施しました訓練の結果から得られた課題等についての説明と、今後訓練すべき項目などについて考えられるものを中心に説明させていただきたいと思っております。

資料は、下にページ数を振ってありますが、2ページ目から説明いたします。

まず、訓練結果ですけれども、関係機関の連携や防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、防災対策の理解促進を図る目的で、10月24日の8時半から14時までの間、訓練を実施しております。

主催、訓練実施場所等につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、3ページとなりますが、訓練参加機関につきましては、最終的に267機関の防災関係機関に参加していただいております。参加機関の内訳は、3ページから5ページにあるとおりの参加機関数となっております。

参加人数ですが、5ページ目に書いてありますとおり、最終的に防災業務関係者が2,236人、住民参加者は、広域避難者の1,671人を合わせて合計6,880人が参加し

ていただいた訓練となりました。

6 ページになりますが、訓練想定につきましては、後志管内の内陸部で地震が発生し、積丹半島を中心に交通寸断が発生したということです。その後、泊発電所 1 号機から 3 号機の全てが冷却機能を喪失して、国における緊急事態宣言が発出されたところから今回の訓練を開始しております。

最終的に、30 キロメートル圏内の住民に避難指示を出すといった想定で訓練を実施しました。

次に、7 ページ目以降ですが、これは、各訓練項目別に実施結果を記載しております。

まず、7 ページ目の災害対策本部等設置運営訓練ですが、道及び 13 町村において災害対策本部を設置して、本部、関係機関と情報共有を図っております。

次に、8 ページ目ですけれども、緊急時通信連絡訓練になります。

事故状況、対応状況に関する地元関係者と防災関係者の通信連絡を実施しております。また、通常使用しております一般回線などのほかに、衛星携帯電話などの機器を用いた通報連絡、情報連絡を実施しております。

中段ですが、緊急時環境放射線モニタリング訓練ですけれども、これは、UPZ 圏内の各町村のモニタリング地点において、北海道、町村、原子力事業者などの要員により、モニタリング活動を実施しております。

今回の訓練では、全部で 127 地点での測定を実施しております。

下段の広報訓練ですが、防護対策区域内の住民に対して、防災行政無線、広報車のほか、緊急速報メール、いわゆるエリアメールを活用した避難等に関する広報を実施しております。

次に、9 ページになりますけれども、退避等訓練です。

これは、泊発電所から半径 30 キロメートル圏内の住民を陸上、海上、航空輸送などの各種手段を用いて住民避難を実施しております。

避難者数の内訳につきましては、表の中に書いてあるとおりでございます。

10 ページですが、緊急被ばく医療活動訓練でございます。

避難所に救護所を設置いたしまして、スクリーニング等を実施しましたほか、泊発電所内で発生した被ばく者に対する除染等の応急措置を実施した上で、初期被ばく医療機関である岩内協会病院、二次被ばく医療機関である札幌医大に搬送訓練を行っております。

中段の住民生活保全訓練でございますが、これは、避難所における生活必需物資の搬送、また、臨時公衆電話を設置したりしております。

最後に、その他ですが、避難所におきまして住民研修会の開催、その他、発電所内では緊急安全対策訓練を同時に行っております。

次に、1 ページめくっていただいて課題等整理表です。

これにつきましては、13 町村からご意見をいただいたほか、本日出席されている先生方、防災関係機関の方、訓練に参加した住民の方からの意見を踏まえて、今回の整理表と

してまとめさせていただいております。

1 1 ページ目ですけれども、構成的には、訓練項目ごとにまとめさせていただいております。まず、一番上の1-1ですが、道現地本部及び代替オフサイトセンターにおける災害対策本部等設置運営訓練ですけれども、これは、情報の共有や連絡調整できる訓練が必要ということから、各町村が必要とする情報の収集、災害対策本部への連絡などの訓練が必要であるということになります。

この中で、後志総合振興局におけるスクリーン等の効率的な活用と配置、レイアウトの再検討が必要であるといった意見をいただいておりますことから、これにつきましては、今年度以降の訓練項目として考えていきたいと思っております。

次の1-2に参りまして、1-3町村における災害対策本部等設置運営訓練でございます。

各町村におきまして、災害対策本部訓練を行っていますが、体制の充実がさらに必要だったということでございます。また、消防と道立学校を初めとして、関係機関への情報共有、連携が必要だということも課題として挙げられております。これらにつきましても、今年度の訓練で取り組んでいこうと考えております。

次に、緊急時通報連絡訓練ですけれども、ファクスによる通信、各種情報収集について、受信に時間を要する結果になっているものが一部ありました。情報共有の多重化や確認体制の確立が必要ということになります。また、ファクスでは白黒で見づらいとか、専門用語が多いといった意見もありましたので、ファクスのほか、電子メール等での多重化を検討していく必要があります。

また、専門用語につきましても、研修等の充実を図りまして、防災要員のスキルアップを図っていききたいと考えているところでございます。

衛星電話につきましても、施設内で一部通信に制約を受ける場合がありますことから、こちらにつきましても、毎月実施する通信連絡訓練などに組み入れていくなど、その習熟を図っていききたいと考えております。

1 2 ページの広報訓練でございますけれども、こちらについては、いろいろと聞き取りにくいといった意見もございました。広報内容につきましても、今年度の訓練で検証するということになると思います。

それから、エリアメールにつきましても、広報手段としては有効という確認がとれましたが、一部受信できないものもありまして、受信できない中には、設定をすればできたとか、該当エリアで送ったエリアの隣接のエリアの町村の方が受信するといったケースも見受けられました。

また、一時滞在者の方、外国人の方に外国語表記をするという意見もございましたので、今年度以降の訓練で検証するということを考えているところでございます。

退避等訓練についても、集合場所からの避難状況の確認や手順を確認するようなことが今回の訓練でできました。ただ、一部の町村においては、集合場所が多いとか職員配置が必要といった意見もございましたので、今後の訓練で検討していかなければならないとこ

ろでございます。

以下、それぞれの訓練項目に関して訓練での課題等と今後の訓練の対応としての方向性を右側に書いております。

ちょっと飛びまして、14ページに移りますけれども、本年度の訓練につきましては、これらの課題や対応の方向性を踏まえまして、防災訓練で検証すべき項目として、次のとおり記載されております項目のほか、先ほど説明いたしました原子力災害対策指針、地域防災計画の修正において検証すべき項目もあわせて、今後、詳細な訓練内容を検討していきたいと考えております。

本年の訓練内容としましては、先ほど計画の修正でご説明しました、EAL、OIL等の判断基準を用いたオフサイトセンターの運営訓練、それに伴う広域避難訓練、また、情報提供などの住民広報訓練、今後示される国の原子力災害対策指針に対応した緊急被ばく医療活動訓練というものを今年度の訓練の項目ということでまとめさせていただいております。

15ページ、16ページにつきましては、個別訓練ということで記載しております。また、17ページ以降の資料編としまして、昭和63年からの防災訓練の実施状況と、アンケート結果、防災訓練のしおりを添付しておりますけれども、この場での説明は省略させていただきます。

訓練の報告については以上でございます。

次に、資料2に戻りまして、これらの訓練結果を踏まえた本年度の訓練等の計画を説明させていただきます。

資料は今年度の訓練と研修という形で年間計画を出させていただいております。

まず、訓練につきましては、枠で囲ってありますとおり、まず、北海道原子力防災訓練、総合訓練でございます。これは、先ほども申しましたが、EAL、OILなど今回の計画修正に基づきまして、この判断基準を適用したオフサイトセンターの運営訓練、広域避難訓練、住民広報及び緊急被ばく医療活動訓練などを計画しております。

実施時期につきましては、本年度の秋ごろを予定しております。

二つ目に、通信連絡訓練でございます。

これは、昨年、防災対策の範囲が拡大したことを受けまして、13町村及び3消防本部、道関係機関に、原子力防災ネットワークシステムが配備されたことから、このネットワーク機器の取り扱いの習熟、関係機関相互における初動体制の円滑な連携を図るように、泊発電所の事故を想定した訓練を毎月1回予定しております。

三つ目といたしまして、緊急時環境放射線モニタリング講習会でございます。

緊急時におけるモニタリングの活動を円滑に実施できるように、技術の習得と習熟を図らせていただきたいと思います。これは、基礎コース、実務コース、応用コースの3コースで行いまして、基礎については7月と8月で3回、実務については同じく7月と8月で2回、事故を想定した応用コースについては1回の計6回ということで予定をしております。

す。

四つ目といたしまして、緊急被ばく医療講座でございます。

緊急被ばく医療に関する知識及び技術の習得のため、防災関係機関、医療関係者などを対象に実施いたします。日程は未定でございますが、除染コース、搬送コース、救護所活動コースということで、各1回行う予定でおります。昨年につきましては、札幌及び岩内町で実施しております。

最後の五つ目ですけれども、町村等が行う原子力防災訓練（個別訓練）でございますが、こちらについては、町村からの実施計画に応じて、支援を検討していこうということでございます。

次のページをごらんください。

本年度の研修計画について説明させていただきます。

原子力防災関係の研修につきましては、表にございますとおり、研修内容につきましては、今後、日程が決まり次第、順次、各町村、関係機関へ通知させていただきますが、講習内容につきましては、昨年と同様の研修内容で本年も行います。

また、昨年からも防災対策地域が拡大したことに伴いまして、原子力防災担当者以外にも含めた関係町村職員の資機材取り扱い技術や、原子力防災知識の取得を充実させるために、新たに北海道として、星印をつけた研修について、独自に追加しております。

これは、消防、警察向けの講座も同じく追加しております。また、今後の原子力災害対策指針の改定を踏まえながら、追加の研修の実施も考えております。

最後のページにつきましては、平成24年度に行った研修の実施状況でございます。各研修の日程、実施場所、参加機関、参加人数等を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

平成24年度の訓練結果と25年度の訓練計画についての説明は以上でございます。

**【島津座長】** どうもありがとうございました。

訓練の結果並びに今年度の訓練に係る計画についてご説明いただきました。

本日、ご出席いただいております首長や消防長は訓練を実施する立場におられるわけですが、昨年度、北海道で実施した訓練は、非常にたくさんの参加者がおりまして、全国最大規模と言われるほどの住民避難訓練だったわけでありまして。

このため、首長のほうでもいろいろなご苦勞あったかと思いますが、このような訓練は1回で終わるということではございませんので、今回ご説明がありましたように、毎年続けていただくということになると思っております。

先ほど説明いただきました昨年度の訓練の結果並びに今年度の計画につきまして、皆様方から何かご意見等ございましたらお伺いしたいと思っております。

昨年度は、広域になって初めての訓練ということで、先ほど説明いただきましたように、いろいろな課題等も明らかになったわけですけれども、今年度からは、少しずつでも、このようなコメントやいろいろな気づき事項についての対応をしていただきながら、訓練を

重ねていっていただくことになると思います。

何かお気づきのことはございませんでしょうか。

【宮谷内委員】 ちょっと懸念があるのですが、資料3の12ページに、きちんと結果を反省されているのですが、バスのみの避難では現実的ではないことから云々となっています。このことよりも、9ページにあるように、バスの台数が52台ですか、これほどのバスを借りて、蘭越の場合も3台来ているのです。聞くところによると、また私も見たのですが、町内のバスではなくて、札幌から来ていたということです。これは、訓練ですからありがたいことで、お金の配慮とかいろいろあったと思うのだけれども、これは、現実的ではないと思いますし、実践的ではないのではないかとということです。やっぱり、自分の町や村で持っているバスを使って、どうだったかということが大事ではないかと思います。いざとなったら、何時間もかかって来るものを待っているのかということにはならないです。ですから、支援はいいとしましても、問題があるのではないかと思います。

12ページに書いてある現実的ではないというのは、この意味を知っているのかどうかはわかりませんが、そのことにちょっと気づきました。

【島津座長】 かなり現実に即したコメントだと思いますが、これについては、事務局で何かお考えがありますでしょうか。

確かに、緊急事態はいつ起こるかわからないわけで、それに対してバスを常に雇っておくわけにはいきませんので、そういうところをご質問されているのだと思います。

【事務局（橋本原子力安全対策担当局長）】 私から少々説明させていただきます。

まさにおっしゃるとおり、緊急事態におきましては、まずは町村内のバスを使用して移動します。そこで賄えなければ、周辺のバスを手配していくということを基本線として考えております。

ですから、今お話がございましたとおり、本来であれば、その町村なりのバスを使うというのがまさに現実的な対応でございます。一方で、例えば、札幌とか、ニセコとか、あるいは中央バスとか、そういうところとも連携を図っていくというときに、具体的に来ていただいて、運搬するケースもあります。昨年度に実施したものは、そのように来ていただくことを確認する上でやったという部分がございますけれども、今おっしゃったとおり、まずは近場のところできちんと手配していくということを念頭に置きまして、今後、また訓練を実施していきたいというふうに考えております。

【島津座長】 そのような事前検討も計画としてこれからつくっていくわけですね。

【事務局（橋本原子力安全対策担当局長）】 そういう中で進めていきたいと思ひますし、現実問題、今、バスを全体の30キロメートル圏内に仕向けようとしても、かなり遠くから持ってきて配備しなければならないという現実があります。

そういった中で、各町村の中では、バスを確保できない部分については、自家用車の避難もやむを得ないだろうと判断されることもございますけれども、そういったこともまず

は考えますし、今年度の訓練に当たりましては、今ご指摘の部分も考慮しながら進めていきたいと思えます。

【島津座長】 よろしゅうございますか。

【宮谷内委員】 ありがとうございます。

【林（正）委員】 今のお話にも関係するのですが、当然、今後、自家用車での避難を考える際に、避難されている最中の方たちへの情報をどういう形で連絡ができるのかというあたりを、ぜひ次年度以降の訓練の際には確認していただければと思えます。

といいますのは、昨年度の訓練のときに、非常に多くの方が参加されて、いろいろな機関が参加されたのですけれども、どうも機関の間の連絡が必ずしもうまくいっていない様子がところどころ見られました。それから、避難所等に避難してこられた住民に、今の状況がどういう状況であったのかということが今一つよく伝わっていなかった気がいたしました。緊急事態でなかなか難しいところもあると思えますが、そういうことも検討していただければと思えます。

もう一つは、去年、避難場所に退避してこられた住民の中に、時間におくれて来た方がいらっしゃって、もう受け付けが終わっていて、来たのはいいけれども、どうすればいいのかということがあったのです。キロロのところで、受け付けが比較的早くに終了していた気がしたのですが、その辺も住民への広報をもうちょっときちんとしておいていただければと思えます。ちょっと気になりましたので、コメントさせていただきます。

【島津座長】 それでは、事務局からお願いします。

【事務局（宇野主幹）】 情報提供のあり方と、今いただいた移動中に避難している方への情報提供というのは、貴重な意見だと思えますので、できる限り、実践に即した形で検討してまいりたいと思えます。

それから、今のキロロの件につきましては、改めて確認して、次年度の訓練に対応してまいりたいと思えます。ありがとうございます。

【島津座長】 よろしくをお願いします。

ほかにご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【島津座長】 よろしゅうございますか。

それでは、この秋に実施される訓練について、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の報告に移りたいと思えます。

次は、報告の二つ目の項目であります。避難時間推計シミュレーションの実施についてということで、今年度計画されております内容につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（橋野主査）】 避難時間推計シミュレーションの実施概要についてご説明いたします。資料4をごらんください。

本シミュレーションの目的につきましては、1ページ目に書いてありますとおり、30キロメートル圏外への避難に要する時間を把握して、避難を円滑に実施するための具体策を関係機関と協議するための基礎資料とすることを目的として実施いたします。

次に下段になりますけれども、シミュレーションのパターンについて、内容を説明いたします。シミュレーションを行うパターンにつきましては、まず、どのように避難するかとして避難パターンという項目がございます。

下の段のほうにあります、一つ目が、5キロメートル圏のPAZの避難の後、同心円で6キロメートルから30キロメートルまでのUPZ地区の避難です。二つ目として、同じく5キロメートル圏のPAZの避難の後に、同心円で6キロメートルから20キロメートルまでの避難、その後、同心円で21キロメートルから30キロメートルまでの避難です。最後の三つ目ですけれども、5キロメートル圏のPAZの避難の後、これは風向きに応じて、避難地区の方角を3方向に設定した避難です。さらに状況が悪化して、さらに区域を3方向追加して、さらに悪化したときに、避難区域が残りの全方角という形のパターンで、これは去年の訓練と同じような形になると思いますけれども、この三つの避難パターンを設定しております。

次に、季節等の条件として基本パターンという項目を設定しております。これは、昼と夜、夏と冬、あとは、特殊な関係で通行止め、観光客のピークを想定した形で、9パターンの設定をしております。

その中で、上段のほうに書いてありますが、バスでの避難のパターンとして、先ほど話しました避難パターンの3種類と、季節の条件として、昼と夜、夏と冬の4パターンを掛け合わせた12パターンについて計算をいたします。

次に、自家用車避難を想定して、自家用車避難率という形で、50%、70%、95%という3パターンの設定と、避難指示が出ていない地区の住民が避難する自主避難率という形で20%、40%、60%、100%という4パターンの設定になります。

この率につきましては、原子力安全基盤機構で示された率を使用しており、避難する町村の人口に掛け合わせた率となります。自家用車避難率の50%は、公共輸送機関等を使って効率よく避難した場合ということで想定されております。70%につきましては、山間部の住民がいる地域の自家用車利用という形で提示されております。95%につきましては、避難にかかる時間が最も厳しい条件という設定でございます。

自主避難率の20%につきましては、アメリカの避難時間シミュレーションのガイドラインで設定されている数値でございます。40%につきましては、福島事故の国会事故調アンケートで自主的に住民が避難した割合が40%ということです。60%につきましては、国会事故調アンケートの結果の最も厳しい条件という形の60%となっております。100%につきましては、一斉避難という形での条件でございます。

自家用車避難につきましては、下の段の避難パターン、基本パターン、自家用車利用率、自主避難率を全て掛け合わせたパターンという形で、324パターンの計算となります。

今回のシミュレーションにつきましては、合計336パターンでのシミュレーションを実施いたします。

このシミュレーションのパターンにつきましては、書いてありますとおり、有識者の方と道路管理者の意見を反映して作成しております。

次のページになりますが、実施のスケジュールでございます。

まず、先月の3月28日の有識者専門委員会で、今回のシミュレーションの実施概要を説明させていただいております。

2番目の平成25年4月中旬は、業者の契約となっておりますが、先週の金曜日に入札を行いまして、業者が決定しております。今週中に契約書を交わして、4月26日から本格的にシミュレーションの業務開始という形になります。

3番目は、7月末と書いてありますが、336パターンの中間報告をしていただくこととなります。その結果を、次の4番目になりますけれども、警察、道路管理者等との意見交換の場を設定しまして、避難シミュレーションにおける避難誘導箇所等の検討のための意見交換を行い、9月末にシミュレーションの業務が終了します。そして、業者からシミュレーションの報告が提出という形の実施スケジュールとなります。

最後のページになりますけれども、今回のシミュレーションの実施後の対応としまして、一つ目として、避難経路を考慮した休憩施設等の設定を考えております。シミュレーションの結果において、避難時間の把握ができますので、それに伴い、避難経路上に休憩等の施設を設定して、トイレ、飲料水、食料の提供ですとか、自動車用の燃料補給のほか、休憩している場所において原子力災害情報の提供をするという形で対応したいと考えております。二つ目としまして、自家用車避難について、実施したシミュレーションの避難時間、避難経路、渋滞等の情報について、町村が作成する避難マニュアルへ反映していくこととなります。

避難マニュアルにつきましても、今回のシミュレーションの報告において、業者からたたき台という形で報告をいただくことになっておりますので、その結果につきましても、町村に情報提供という予定となっております。

避難時間推計シミュレーションの実施概要につきましては、以上でございます。

**【島津座長】** どうもありがとうございました。

ただいま説明いただきましたとおり、いろいろな避難パターンについてもシミュレーションを行って、それらの情報に基づいて、避難に関する支援などの対応をとるということでございます。

まだ結果は出ておりませんので、余りいろいろなコメント、ご質問等はないかと思えますけれども、今回ご説明いただきました避難時間推計シミュレーションの実施につきまして、こういうことも考慮しておけばというご意見ございましたら、お願いいたします。

**【宮谷内委員】** 関連があるかどうかわかりませんが、少なくとも、後志管内の1市19町村において、1年のうちに何回か、道道の通行止め、あるいは町道が通れなくな

るという状態があります。これは、先ほどお話ありましたように、こういう事故がいつ起きるかわかりません。今、国道も道道も、金がないから、維持費がないから除排雪ができないという答えにすぐなるわけですけれども、そういうことだけは、北海道の中に唯一原子力がある後志総合振興局管内で、事務局から事業者のほうに強く申し上げてほしいなと思います。

【島津座長】 では、事務局からよろしくをお願いします。

【事務局（橋本原子力安全対策担当局長）】 今、お話ございました通行止めの問題とか除排雪の問題は、どの地域においても冬の災害などもございますけれども、やはり、原子力災害というものを考えたときに、かなりの方たちが円滑に避難をせねばならないという状況が想定されますので、私どもとしても、関係部局のほうにこの旨はきちっと伝えていきたいと思えますし、道としても、災害、原子力防災対策という部分でより力を入れなければならない後志管内の道路網の整備といえますか、そういったところについては、引き続きやっていただくように、私どもとしても求めていきたいと思っております。

【島津座長】 このシミュレーションは、北海道地区で初めてのものだと思いますので、結果はいろいろな面で有効利用できれば、それなりに意味があると考えられます。

それでは、この件はよろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

【島津座長】 それでは、最後に、そのほかといたしまして、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局（宇野主幹）】 特にございません。

【島津座長】 会議次第は以上でございますが、最後に何かご発言等がございましたらお伺いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

【島津座長】 特に発言もないようですので、以上をもちまして、本日の専門委員会を終了したいと思います。

専門委員の皆様には、ご議論をいただきまして、ありがとうございます。

では、進行を事務局にお返しいたします。

#### 4. 閉 会

【事務局（宇野主幹）】 委員の皆様、ご議論を本当にありがとうございます。

本日の専門委員会はこれで終了いたします。

専門委員の皆様には、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

以 上